

山梨県公報

第百二十五号

令和二年

九月三日

木曜日

目次

告示

○道路の区域変更(二件)……………四四五
○道路の供用開始……………四四六

公告

○一般競争入札について……………四四六
○令和二年度後期技能検定の実施……………四四七
○開発行為に関する工事の完了について……………四五二

人事委員会

○令和二年度山梨県警察官採用試験の実施の一部変更……………四五二
○令和二年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験の実施の一部変更……………四五六

告示

山梨県告示第二百四十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和二年九月二十四日まで一般の縦覧に供する。
令和二年九月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 塩平窪平線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
山梨市牧丘町西保中字鳥足一七〇七番二地	旧	三六・二	七・五

先から
山梨市牧丘町西保中字鳥足一六九三番二地
先まで

新	旧	延長
三六・二	四〇・〇	七・五
四三・九		

山梨県告示第二百四十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所(身延支所を除く。)において、この告示の日から令和二年九月二十四日まで一般の縦覧に供する。
令和二年九月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 笛吹市川三郷線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
西八代郡市川三郷町上野字曾根ヶ峯四三〇	旧	六・四	一〇八・〇
八番二地先から		一一・二	
西八代郡市川三郷町上野字曾根ヶ峯四三〇	新	一〇・五	一〇五・一
〇番一地先まで		一四・四	

山梨県告示第二百五十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延支所において、この告示の日から令和二年九月二十四日まで一般の縦覧に供する。
令和二年九月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道

二 路線名 光子沢大野線
三 道路の区域

区間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡身延町清子字川原三三四三番二地 先から 南巨摩郡身延町清子字川原三二九四番二地 先まで	一五・六 二四・六	八・九 二三・三		一三七・八

山梨県告示第百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和二年九月二十四日まで一般の縦覧に供する。

令和二年九月三日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	上野原丹波 山線	北都留郡小菅村字吉原四五七番 一地从先から 北都留郡小菅村字吉原四四四番 一地先まで	六〇・〇	令和二年九 月三日

公 告

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラ

ケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和二年九月三日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 一般競争入札に付する事項
 - 一 調達をする借入物品等の名称及び数量
 - (一) 名称 無線LAN関連機器
 - (二) 数量 一式
 - 二 調達をする借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
 - 三 借入期間 令和三年二月一日から令和八年一月三十一日まで
 - 四 納入場所 知事が指定する場所
 - 二 事務を担当する所属 山梨県総務部情報政策課
 - 三 一般競争入札の参加資格 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。
 - 一 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者
 - 二 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて同項の規定により定められた期間を経過していないもの
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六十七條の四第一項第三号に該当する者を除く。）
 - 四 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）
 - 五 営業に関し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
 - 六 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者
- 四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日の翌日から令和二年九月二十九日(火)まで(山梨県の休日を含める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参し、又は郵送すること。
郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部情報政策課(電話番号〇五五二二三一一四一九)

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 この公告の日の翌日から令和二年九月二十三日(水)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から午後五時まで、四三に掲げる場所において一般の縦覧に供する。なお、本件に係る入札説明会は実施しない。

2 入札説明書の交付方法

(一) この公告の日の翌日から令和二年九月二十三日(水)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで、四三に掲げる場所において直接交付する。

(二) (一)以外の方法による交付を希望する場合は、令和二年九月十八日(金)午前十時までに六九(三)の問合せ先に電話連絡すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和二年十月十三日(火)午後二時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁北別館四階マルチメディアルーム

5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部情報政策課宛に令和二年十月十二日(月)午後五時までに到着するように送付すること。

6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

7 落札者の決定方法 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号)第百二

十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 免除

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、山梨県財務規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 最低制限価格の有無 無

6 前払金の有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年山梨県条例第九十号)に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。

9 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県総務部情報政策課(電話〇五五二二三一一四一九)

※ Summary

1 Nature and amount of services required: Equipment for Wireless LAN System

1 set

2 Date and time for tender: 200PM October 13, 2020

3 Bureau in charge: Information Policy Division, General Affairs Department,
Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi
400-8501 Japan TEL 055-223-1419

● 令和二年度後期技能検定の実施

職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」とい

う。)第六十六条第三項の規定により、技能検定の実施について次のとおり公告する。
令和二年九月三日

一 実施職種

山梨県知事 長 崎 幸太郎

1 特級 特級の検定職種のうち後期(令和二年十月一日から令和三年三月三十一日までの期間をいう。以下同じ。)に実施するものは、铸造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造とする。

2 一級及び二級 一級及び二級の検定職種のうち後期に実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。ただし、電気機器組立て職種及びプラスチック成形職種の実技試験は、実施しない。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
さく井	パーカッション式さく井施工法 ロータリー式さく井施工法	パーカッション式さく井工事作業 ロータリー式さく井工事作業
鍛造	ハンマ型鍛造法	ハンマ型鍛造作業
機械加工	旋盤加工法 フライス盤加工法	普通旋盤作業 フライス盤作業
金型製作	プラスチック成形用金型製作 ・プラスチック成形法	プラスチック成形用金型製作作業
建築板金	内外装板金施工法	内外装板金作業
工場板金	機械板金加工法 数値制御タレットパンチプレス板金加工	機械板金作業 数値制御タレットパンチプレス板金作業

金属ばね製造	薄板ばね製造法	薄板ばね製造作業
機械検査	なし	なし
電気機器組立て	シーケンス制御法	集積回路チップ製造作業 集積回路組立て作業
半導体製品製造	集積回路チップ製造法 回路組立て法	集積回路チップ製造作業 集積回路組立て作業
プリント配線板製造	プリント配線板設計法 プリント配線板製造法	プリント配線板設計作業 プリント配線板製造作業
時計修理	なし	なし
空気圧装置組立て	なし	なし
農業機械整備	なし	なし
冷凍空気調和機器施工	なし	なし
婦人子供服製造	婦人子供既製服製造法	婦人子供既製服縫製作業
プラスチック成形	射出成形法	石積み施工法
石材施工	石積み施工法	石積み作業
パン製造	なし	なし
菓子製造	洋菓子製造法	洋菓子製造作業
建築大工	なし	なし

かわらぶき	なし	なし	型枠施工	なし	鉄筋施工	なし	コンクリート圧送 施工	防水施工	樹脂接着剤注入施 工	テクニカルイラス トレーション	機械・プラント製 図	電気製図	塗装	フラワー装飾
なし	建築配管施工法	なし	なし	なし	なし	なし	なし	アスファルト防水施工法 合 成ゴム系シート防水施工法 塩化ビニル系シート防水施工 法 改質アスファルトシート トーチ工法防水施工法	なし	なし	機械製図法	なし	鋼橋塗装法	なし
なし	建築配管作業	なし	なし	なし	なし	なし	なし	アスファルト防水工事作業 合成ゴム系シート防水工事作 業 塩化ビニル系シート防水 工事作業 改質アスファルト シートトーチ工法防水工事作 業	なし	テクニカルイラストレーショ ンCAD作業	機械製図CAD作業	なし	鋼橋塗装作業	なし

3 三級 三級の検定職種のうち後期に実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。ただし、電気機器組立て職種の
の実技試験は、実施しない。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
金属熱処理	一般熱処理作業法	一般熱処理作業
機械加工	旋盤加工法 フライス盤加工 法 マシニングセンタ加工法	普通旋盤作業 フライス盤作 業 マシニングセンタ作業
機械検査	なし	なし
電子機器組立て	なし	なし
電気機器組立て	シーケンス制御法	
プリント配線板製 造	プリント配線板設計法 プリ ント配線板製造法	プリント配線板設計作業 プ リント配線板製造作業
時計修理	なし	なし
冷凍空気調和機器 施工	なし	なし
家具製作	なし	なし
建築大工	なし	なし
かわらぶき	なし	なし
配管	建築配管施工法	建築配管作業

型枠施工	なし	なし
鉄筋施工	なし	鉄筋施工図作成作業 鉄筋組立て作業
テクニカルイラストレーション	なし	テクニカルイラストレーションCAD作業
機械・プラント製図	なし	機械製図CAD作業
電気製図	なし	なし
貴金属装身具製作	なし	なし
フラワー装飾	なし	なし

4 単一等級 単一等級の検定職種のうち後期に実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
電子回路接続	なし	なし

二 試験の方法 実技試験及び学科試験
三 日程等

1 実技試験

- (一) 実施期日 令和二年十二月四日(金) から令和三年二月二十一日(日)までの間において、別に山梨県職業能力開発協会が指定する日を行う。
- (二) 実施場所 別に山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。
- (三) 問題の公表 令和二年十一月二十七日(金) から山梨県職業能力開発協会(甲府市大津町二千百三十番地二山梨県立中小企業人材開発センター内)において行

2 学科試験
(一) 実施期日
う。ただし、一部の職種については、公表しない。

職種	実施期日
1 一級及び二級 鍛造 機械検査 電気機器組立て 婦人子供服製造 配管 型枠施工 2 三級 電気機器組立て 配管 型枠施工	令和三年一月二十四日(日)
1 特級 鋳造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金型製作 金属プレス加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 ダイカスト 電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 プリント配線板製造 自動販売機調整 光学機器製造 内燃機関組立て 空気圧装置組立て 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製造 紳士服製造 プラスチック成形 パン製造 2 一級及び二級 さく井 金型製作 工場板金 時計修理 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 パン製造 防水施工 機械・プラント製図 3 三級 時計修理 冷凍空気調和機器施工 家具製作 機械・プラント製図 貴金属装身具製作	令和三年二月十一日
1 一級及び二級 金属ばね製造 半導体製品製造 プリント配線板製造 空気圧装置組立て 菓子製造 建築大工 かわらぶき 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 樹脂接着剤注入施工 テクニカルイラストレーション 電気製図 塗装 2 三級 機械検査 プリント配線板製造 建築大工 かわらぶき 鉄筋施工 テクニカルイラストレーション 電気製図 3 単一等級 電子回路接続	令和三年二月十一日
三級 機械加工 電子機器組立て フラワー装飾	令和三年二月十一日

1 一級及び二級 機械加工 建築板金 プラスチック 成形 石材施工 フラワー装飾	令和三年二月十四日 (日)	(木)
2 三級 金属熱処理		

(二) 実施場所 甲府市大津町二千百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター

四 受検申請の手続

1 提出書類

(一) 技能検定受検申請書

(二) 次のいずれかの本人確認書類の写し

(1) 運転免許証又は個人番号カード（個人番号が記載されている箇所は黒塗りすること。）

(2) 特別永住者証明書又は在留カード

(3) 健康保険被保険者証

(4) 生徒手帳又は学生証（氏名及び生年月日が確認できるものに限る。）

(5) 外国政府が発行した旅券（写真欄及び日本国査証欄）

(6) その他日本の官公庁が発行した身分証明書（氏名及び生年月日が確認できるものに限る。）

(三) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

2 試験手数料

(一) 実技試験

(1) (2)から(4)までに掲げる者以外の者 一の検定職種につき一万八千二百円

(2) 二級又は三級を受けようとする者であつて、令和二年四月一日において三十五歳未満のもの（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者並びに(3)及び(4)に掲げる者を除く。） 一の検定職種につき九千二百円

(3) 二級又は三級を受けようとする在校生（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校において職業訓練（省令第九条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練を除く。）を受けている者若しくは同法第二十五条の規定により設置される職業訓練施設において同法第二十四条第三項に規定する認定職業訓練（省令第九条に規定する短期間の訓

練課程の職業訓練を除く。）を受けている者（現に雇用されている者を除く。）

又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する高等学校、中等教育学校（同法第六十六条に規定する後期課程に限る。）、特別支援学校（同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。）、大学、高等専門学校若しくは同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校在学する者をいう。(4)において同じ。)(4)に掲げる者を除く。)

(4) 二級又は三級を受けようとする在校生であつて、令和二年四月一日において三十五歳未満のもの（出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。） 一の検定職種につき三千円

(二) 学科試験 一の検定職種につき三千円

3 手数料の納付方法 実技試験の手数料及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は還付しない。

4 受付期間 令和二年十月五日（月）から同月十六日（金）まで

5 提出先 甲府市大津町二千百三十番地二山梨県立中小企業人材開発センター内山梨県職業能力開発協会（電話〇五五―二四三―四九一六）

6 その他

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会に交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒（角形二号の封筒に、宛先を記入し、百二十円分の切手を貼り付けたもの）を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること（受付期間内の消印のあるもの限り受け付ける。）。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

五 合格発表等

1 合格者の発表及び通知 合格者については、令和三年三月十九日（金）に山梨県のホームページ内に受検番号を掲載する。なお、合格者及び実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、山梨県職業能力開発協会から書面で通知する。

2 合格証書等の交付 特級、一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣名の合格証書を、二級又は三級の合格者には山梨県知事名の合格証書を交付する。このほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章を交付する。

4 試験日及び試験会場

区分	試験日	試験会場
秋季試験	令和2年9月20日(日) (警察官A(男性/武道指導)及び警察官A(女性/武道指導) 以外:教養試験) (警察官A(男性/武道指導)及び警察官A(女性/武道指導) :教養試験・実技試験・身体検査(1回目)) (受付時間)午前8時30分から午前8時50分まで (受付場所)50周年記念館・クリスタルタワー南側	山梨学院大学 (甲府市酒折二丁目4-5)
	令和2年10月10日(土)(論(作)文試験)	県庁防災新館 (甲府市丸の内一丁目6-1)
	令和2年10月11日(日) (警察官A(男性/武道指導)及び警察官A(女性/武道指導) 以外:適性検査・身体検査(1回目)・体力試験) (警察官A(男性/武道指導)及び警察官A(女性/武道指導) :適性検査)	山梨大学甲府キャンパス (甲府市武田四丁目4-37)
	令和2年11月2日(月)又は11月4日(水)のうち指定する1日 (身体検査(2回目))	山梨病院 (甲府市朝日三丁目11-16)
	令和2年11月21日(土)又は11月22日(日)のうち指定する1日 (個別面接)	県庁防災新館 (甲府市丸の内一丁目6-1)

5 試験方法

区分	試験種目	配点	内 容			
第1次試験	教養試験	40点 (警察官A(男性/武道指導)及び警察官A(女性/武道指導)は20点)	警察官として必要な一般的知識及び知能について、警察官Aについては大学で、警察官Bについては高等学校で履修した程度の筆記試験を行う。五肢選択式により50題出題する。 【出題分野】 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、 数的推理、資料解釈 【試験時間】150分(警察官A) 120分(警察官B)			
	資格加点	<table border="1"> <tr> <td>武道</td> <td rowspan="3">10点</td> </tr> <tr> <td>英語</td> </tr> <tr> <td>情報処理</td> </tr> </table>	武道	10点	英語	情報処理
武道	10点					
英語						
情報処理						
第2次試験	警察官A(男性/武道指導)及び警察官A(女性/武道指導)は除く。					
	身体検査(1回目)	—	職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて、検査を行う(検査項目別掲2)。			
	体力試験	20点	職務遂行上必要な体力について、実地試験を行う。 ○スポーツ庁が定める新体力テスト実施要項に基づき実施する。 【試験項目】 握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン(往復持久走)、立ち幅とび ○公益財団法人日本スポーツ協会が定める運動適性テスト実施要項に基づき、一定の基準を満たすか否かについて、実施する。 【試験項目】 腕立伏臥腕屈伸			
	第1次試験日に実施〔警察官A(男性/武道指導)及び警察官A(女性/武道指導)のみ〕					
	実技試験	20点	武道指導に必要な技能を有するか否かについて、実技による試験を行う。 【実技内容】 ・課題技を与える基本的技能			
身体検査(1回目)	—	職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて、検査を行う(検査項目別掲2)。				
第3次試験	第2次試験日に実施〔全試験職種共通〕					
	論文試験(警察官A)	20点	文章による表現力、構成力、課題に対する理解力等について、記述式による試験を行う。【試験時間】90分			
	作文試験(警察官B)	20点	文章による表現力、構成力等について、記述式による試験を行う。【試験時間】60分			
	人物試験	—	警察官として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて、適性検査を行う。			
	人物試験	50点	社会性、積極性、表現力等について、個別面接を行う。			
身体検査(2回目)	—	胸部疾患、その他の疾病の有無及び職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて、医師による検査を行う(検査項目別掲2)。				
資格調査	—	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について、調査を行う。				

- (1) 論文試験及び作文試験は、第2次試験日に実施するが、第3次試験として評価するため、第2次試験合格者のみ採点する。
 なお、第2次試験日に論文試験又は作文試験を受験しなかった場合、試験を放棄したものとみなし、第2次試験は不合格とする。
 また、警察官A（男性/武道指導）及び警察官A（女性/武道指導）においては、実技試験は、第1次試験日に実施するが、第2次試験として評価するため、第1次試験合格者のみ採点する。
 なお、第1次試験日に実技試験を受験しなかった場合、試験を放棄したものとみなし、第1次試験は不合格とする。
- (2) 人物試験（適性検査）は、第2次試験日に実施するが、第3次試験の人物試験（個別面接）の参考とするため、第2次試験合格者のみ判定する。
- (3) 第1次試験合格者は、教養試験及び資格加点の合計得点の高い順（ただし、警察官A（男性/武道指導）及び警察官A（女性/武道指導）の場合は、教養試験の得点の高い順）、第2次試験合格者は、第1次試験及び第2次試験の合計得点の高い順、最終合格者は、第1次試験、第2次試験及び第3次試験の合計得点の高い順に、それぞれ決定する。ただし、次の表に掲げる基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

区分	試験種目	基準	
第1次試験	教養試験	・得点が配点の3割未満の場合（警察官A（男性/武道指導）及び警察官A（女性/武道指導）以外） ・得点が配点の2割以下の場合（警察官A（男性/武道指導）及び警察官A（女性/武道指導））	
第2次試験	体力試験（腕立伏臥腕屈伸を除く。）	①得点が配点の5割未満の場合 ②次の表に掲げる試験項目ごとの基準をいずれか一つでも満たさない場合	
		基 準	
試験種目		男性	女性
握力		37kg以上	21kg以上
上体起こし（30秒間）		12回以上	5回以上
長座体前屈		27cm以上	31cm以上
反復横とび（20秒間）		31回以上	27回以上
20mシャトルラン（往復持久走）		18回以上	10回以上
立ち幅とび	162cm以上	113cm以上	
第2次試験	体力試験（腕立伏臥腕屈伸）	次の基準を満たさない場合	
		基 準	
試験種目	男性	女性	
腕立伏臥腕屈伸	10回以上	4回以上	

なお、他の試験種目にもそれぞれ一定の基準があり、一つでも基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

- (4) 最終合格者を決定する際、最終合格ラインに得点が同点の者がいた場合には、次の順序に従って最終合格者を決定する。
 ア 第3次試験・人物試験（個別面接）の得点の上位者
 イ 第1次試験の合計得点の上位者

● 令和二年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験の実施の一部変更
令和二年七月九日付けで公告した令和二年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験の実施の公告を次のとおり変更する。

令和二年九月三日

山梨県人事委員会

委員長 中 島 琢 雄

4 中第一次試験に係る部分を次のとおり変更する。

4 試験日及び試験会場

区 分	試 験 日	試 験 会 場
第1次試験	令和2年9月20日(日) (受付時間)午前9時00分から 午前9時20分まで	山梨会場：山梨学院大学 (甲府市酒折二丁目4-5)
		東京会場：都道府県会館 (東京都千代田区平河町二丁目 6-3) ※定員に達した場合、山梨会場 での受験となる。

発行者

山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番